

控除対象外国法人税額に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
	・	・		

別表六(四) 令八・四・一以後終了事業年度分

国名	1					
所得の種類	2					
税種目	3					
納付確定日(納付すべき日)又は納付日	4	・	・	・	・	・
源泉・申告・賦課の区分	5	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦	源・申・賦
事業年度又は計算期間	6	・	・	・	・	・
納付外国法人税額	課税標準	7				
	税率(%)	8				
	税額 (7) × (8)	9				
	税額控除額	10				
	納付すべき税額 (9) - (10)	11				
みなし納付外国法人税額	みなし納付の基礎となる条約及び相手国の法令の根拠規定		12			
	(12)とした場合の適用がなないも	課税標準	13			
		税率(%)	14			
		税額 (13) × (14)	15			
		税額控除額	16			
	納付すべき税額 (15) - (16)	17				
納付したとみなされる外国法人税額 (17) - (11)	18					
控除対象外国法人税額	外国法人税額の合計 (11) + (18)		19			
	控除対象外国法人税額 (((7)又は(13)) × 35%)と (19)のうち少ない金額)		20			
	納付分 (11)と(20)のうち少ない金額	21	(円)	(円)	(円)	(円)
	みなし分 (20) - (21)	22	(円)	(円)	(円)	(円)
外国法人税額が異動した場合	納付分	増額又は減額前の事業年度の(21)の金額	23			
		(21) ≥ (23)の場合(21) - (23)	24	(円)	(円)	(円)
		(21) < (23)の場合(23) - (21)	25	(円)	(円)	(円)
	みなし分	増額又は減額前の事業年度の(22)の金額	26			
		(22) ≥ (26)の場合(22) - (26)	27	(円)	(円)	(円)
		(22) < (26)の場合(26) - (22)	28	(円)	(円)	(円)
納付した控除対象外国法人税額 (21)欄又は(24)欄の合計	29	円	減額された納付控除対象外国法人税額 (25)欄の合計	31	円	
納付したとみなされる控除対象外国法人税額 (22)欄又は(27)欄の合計	30	円	減額されたみなし納付控除対象外国法人税額 (28)欄の合計	32	円	